OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	何が具体的か? : SDにおける具体例の位置づけ
Author(s)	桑原, 英之
Citation	臨床哲学. 2005, 6, p. 31-39
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6970
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

何が具体的か？

－ＳＤにおける具体例の位置づけ

桑原　英之

序

大きな枠組みとして、筆者は「例の哲学」というものを構想している。それは、例について哲学し、例とは何かを考える。少し限定して、「例」として何かを考え、語り、記述し、伝えることの意味について考える。これを臨床哲学として私が捉えるのは、臨床という名に託された、私の関わるべき事実や経験の在り方の諸相を、またそれらについて思考する方法の在り方を、「例」という在り方として捉え、明らかにしようと試みることに依る。またその先にある倫理の地平を、模範（者）（= example, model）という視点からひらこうと考えている。ただし全体像を含むこれらの話しは大きい課題であって、別稿で取り組むつもりであって、本稿の目的は、ソクラティック・ダイアローグ（以下ＳＤと略記すると共に、ＮＳＤと、ＳＤ志向の対話も含める）において、参加者が、テーマ（または問い）に関する具体例を提供するさいの、その「具体的」ということが何を意味するのか、検討することに限定する。その狙いは、その理論的ベースを基礎付け、柔軟な活用を探ることにある。私の考えでは、ＳＤの特徴は複数人による「対話」と、参加者が例をあげるという２点にあると考えているが、特に後者に焦点をあてる。

１．＜具体例＞検討の意義について

私を含めた臨床哲学研究室のメンバーは、参加者として、またはファシリテーターとしてＳＤに参加し、試みてきた。しかし、対話をベースにしたこの方法とその実践に対し、方向性に賛成しつつも問題はまだ多い。ファシリテーションに伴うテクニカルな問題や哲学の方法としての問題、さらに社会へと接続し、公共性を担う対話の場として活用しようと考えたときに生じる問題もある。特に後者に関しては課題が山積していると言わざるをえない。例えばＳＤへの参加しやすさを考えたとき、参加のための時間的・物理的制約はかなり大きい。ＳＤで話し合われ合意された内容に、参加者内部での意味付けをこえた役割を与えることは、現状ではまだ無理である（それを正当化しうる根拠や手続きがない）。しかしそういった問

題は必ずしもＳＤ固有の問題とはいえない。むしろ、対話的公共性の模索に不可分の問いであるといえよう。無論だからこそ取り組む必要もあるのだろうが、本稿ではＳＤ固有の問題に焦点をあてたい。それは「具体例」という、ＳＤに不可欠の要素についてである。具体例がＳＤにとって不可欠なのは、ＳＤがある種の具体性からたえず離れることなく進行し、参加者がその具体例を共有し、他方でこれを足場に抽象的なレベルに引き上げて思考する可能性を開くという、ＳＤがひめる独自の可能性のポイントとなっているからである。

ＳＤの特徴として、大きく２つを挙げることができよう。１つは、複数人による対話ということである。もう１つは、上に述べた、参加者が具体例をあげ、その例から出発して対話的思考を展開することである。私はこの２つの特徴が、その方法に固有の重要な意味付けと、社会的活用を考えるさいの重要な意味付けを含み、且つ、ＳＤのなかで哲学と社会をつなぐ結節点にもなっているということ、すなわち、一方で確かに哲学をするための方法（あるいはその教授法）でありながら、他方で社会へと生かすことができるための、そして両者の接点となる重要なポイントだと考えている。本稿では、特に２つ目の特徴としてあげた具体例について検討し、第一の特徴については、具体例の検討に関係するかぎりでふれるだろう。

１－１．ＳＤの進行の中での具体例の位置

具体例から出発することがどの点で、方法固有の意味と、社会的活用の意味を含んでいるのか、まず簡潔に示しておく。前者に関して述べると、ＳＤでは「遡及的抽象」（regressive Abstraktion）という哲学の方法をとり、参加者間の対話を通してこれを実践する。具体例から出発することは、この方法に固有の重要な意味をもっている。次に後者に関して述べると、具体例から出発することは、参加者に対し専門知識や教養を要求しないという点において参加条件（資格）としての平等性や、発言機会や内容の対等性ということを守りながら、共同である一定の合意（参加者同士で真と認められるものへ向けた合意）を目指す点に、あるいはまた、例と例の提供者との関係によっては、つまり例の記述以降の成果として例の提供者へのなんらかのフィードバックを考えられる点をあげることができるだろう。

しかしそもそも、ＳＤの中で具体例の果たす役割とはどのようなものか。ＳＤの一般的手続きないし手順を簡単に整理し、具体例がどのように用いられ、機能しているかを確認してみよう。ＳＤはテーマないし問いが設定されている。参加者はそのテーマに適した具体例を各人が１つ以上だす（全員が出す場合もそうでない場合もある）。次にその具体例の中から、テーマに即した例を参加者が選択する（もちろんそこでは一定の合意を必要とする）。例が選ばれたら、選ばれた例の提供者はその例を詳述する。そしてその例の中でコアとなる判断とその論拠をあげ、ＳＤのテーマないしそこから生じた問いに答える。進行をごく単純化して述べるなら以上のようになる。従って具体例が特に関わってくるのは、参加者がテーマないし問いに関する例を挙げる段階と、そのなかからよりＳＤに適した例を選択する段階、そして 例を詳述する段階であるといえる。もちろん、ＳＤではたえず具体に足場を置き、それと抽象との往復によって成立しているにせよ、進行の中で特に大きく関わってくるのはこれ

らの段階においてである。

１－２．ＳＤの実践の中で見えてくる具体例に関する問題点[1]

この手続きだけをみればとても単純にみえる。そして確かに、手順どおりスムーズに進むこともあるのだが、必ずしもそうはいかない場合が多い。というのも、直ちに幾つかの疑問が浮かんでくるからである。たとえば、そもそもなぜ「具体例」から出発するのか。参加者が出す（正確には参加者に求められている）具体例とはどのような例のことを指しているのか。テーマないし問いを考えるのに適した例とはどのような例であるのか。そして例の選択の段階で参加者は何を基準に例を選べばよいのか、といった具合である。これらの問いは単にそういう問いが出るであろうと予想されるだけでなく、実際にこれまで行われてきたＳＤへの参加と実践において何度も繰り返し提起される疑問であり、しばしばメタダイアローグにおいて紛糾する。しかしこれら疑問は、前もって十分に説明しておけばすむことではないのか、と、誰もがただちに思うだろう。そして、例にも、例の選択にも、一定の基準が示されうることも確かである。だが他方で、具体例の位置付けを整合的に理解し説明すること自体に、実はかなりの難しさがある。そしてその理由には、ＳＤを純粋な哲学の方法（あるいはその教授法）に限定せず、対話とその中での合意という側面を重視しながら、より社会的・公共的活用（あるいは効用？）をねらうことに起因することが多いのだが、この点は後でふれたい。いずれにせよ、個々の場面・段階での理由や説明はできても、ＳＤ全体の中で整合的に捉え理解することに不十分さがあったのは確かであり、また個々の場面でやるべき手順を説明することはできても、その理由を根拠づけることもまた不十分だったことも否めない。そしてこの点は非常に大切である。というのも参加者が具体例を共有するときに、具体例の意味の共有がなければ、手順に従って粛々と進めることはできても、その意義が何なのか分からないままＳＤが進むことにつながり、結果として、ＳＤをすること自体の意味が、参加者にとって不明のまま終わってしまうということになりかねないからである。

２．方法の中での具体例の位置づけ

２－１．具体例の具体とは？

１－２では、実際のＳＤを実践する上で出される具体例についての疑問を幾つか挙げた。しかしそれ以前に、参加者によって具体例という言葉に対してもっているイメージが異なる。たとえば、現実的問題としての事例検討を思い浮かべるかもしれない。いま現実に起こっている問題についてどのように対処するのかを検討する、といった具合にである。あるいは非常に複雑な例を共同で吟味することで、例に含まれている或いはその例の原因となる様々の要因をひとつひとつ整理していくこと、さらにはそこに新たな視点を見出すことをイメージするかもしれない。さらには、哲学者がよくやるように、問いをぎりぎりまで考え抜くため

に必要かつ適切な仮定上の例を作ることを考えるかもしれないし、自分が直に経験したことはないが見聞きして知っている一般的に起こり得るであろう典型例を、或いは逆に、非常に頻繁に経験しているがために、それら経験の中の１つを特定するのではなく定型的例を考えるかもしれない。しかし､これらはＳＤの例としてはいずれも不適格である。なぜか。それは、普遍的知の探求に向けられたＳＤ本来の目的と、その目的にとって、或いはその目的に至るために必要な具体性という点からみて不適切だからである。

ではＳＤに必要な具体性とそれを備えた例とはどのようなものか。ところでその前に、1つ指摘しておかなければならないことがある。それは、＜具体例＞というこの表現が必ずしも正確ではない、ということである。本稿ではしばしば具体例と表記したり例と表記したり、両者が並存しているが、例えば、ドイツのＳＤの公式パンフレット[2]にある、ＳＤの進行を説明する箇所を参照すると「例（Beispiel,example)」とのみ表記されている。＜具体＞例ではなく、単なる例である。些細な違いであるが、＜例＞がいかなる意味で、どの点で具体的であるのかを考察しようとするとき、両者を単純に結びつけることができない。上で挙げたような（事例、典型例、例外、例え話といったような）日常用いる様々な＜例＞の用法とそこで示されている例の具体的内容を考えてみるなら、そしてそれによって例の持つ意味が異なってくることが容易にみてとれることを考慮するなら、例が具体的な何かを表すものであったとしても、それが何の具体を表しているのかはそれぞれ違うからである。

しかしそれでも、例＝具体例と述べること自体が誤りというわけでもない。実際、例えば先のパンフレットの中で、ＳＤのルールが箇条書きに挙げられている箇所において次のようにある。「テーマは、具体的なものから出発し徐々に抽象化されて、審理される。したがって、通例、まず参加者の（一人の）個人的な経験領域に基づく具体例が審理される。」（７頁、下線は筆者)。この場合、明らかに例＝具体例と捉えられているのだが、繰り返しになるが重要なことはそこで求められている具体性である。そして引用からすぐに分かる通り、具体例の具体の意味するところとは、その参加者が出す例が、「個人的な経験領域に基づく」ということなのである。そして実は先の引用でも、「例（Beispiel,example)」の前に、「できる限り自分で体験した」という条件が付されている。従ってＳＤの具体例としての例の基本とは、この､参加者各人の経験に基づくということにあるとまずはいえるだろう。ファシリテーターであるヴァン - ホーフトも手続きの２番目として、「 まず与えられたテーマに即して、参加者が自分の経験した具体的な「例」をあげる。」（下線は筆者）と述べている[3]。では、ここでいう「自分の経験した」ということによって意味されていることは何であり、それによって目指されていることとは何であるか。

２－２．　哲学の方法（＝遡及的抽象）としてのＳＤにおける具体性の位置

日常の個人的経験に基づくこと。それがＳＤにおける例の具体性の意味であり、かつ、参加者に求められることであると述べた。そこでいう日常の個人的経験ということが何を意味するのかを問いたいのだが、順序を逆に、まず日常的経験に基づくという＜具体性＞がなぜ

ＳＤでは必要とされるのか、あるいはそれから出発する必然性はどこにあるのかということからみてみたい。その必然性（必要性）を根拠付け、基礎に据えられているものとは、ＳＤの原型となった「ソクラテス的方法」の実践者であるネルゾンが考案した「遡及的抽象」である。これはカント研究者であったネルゾンが、哲学の学としての方法を確立しようと試み、採用したものであるが、その骨格はおよそつぎのようなものである[4]。

ネルゾンは自然科学においては帰納的方法（induktive Methode）という、学としての方法が確立しているのに対して、哲学においては共通した哲学的方法が確立しているとはいえないと考えていた。しかしかといって、多くの観察データを集め、個別の偶然的要素を排しながら推論により新たな原理・原則を発見するという帰納法モデルを哲学に適用することはできない。また他方で、経験的事実から離れてしまっては独断的・形而上学的思弁に陥るだけである。そこでネルゾンがとった方法が遡及的抽象であった。寺田による簡潔なまとめを引用しておこう。

経験的判断の可能性の制約を究明していくと、その判断の基礎となるさらに普遍的な命題に到達する。その判断が依拠する前提に遡るわけである。こうして、帰結から根拠へ遡及することによって、個々の判断にまつわる偶然的な事実を捨象し、具体的な事例に関する判断の不分明な前提を明らかにすることができる。(63 頁)

日常的判断の形式を吟味し、その判断の形式に潜在的にあり働いている普遍的原理を取り出すこと、それが遡及的抽象である。我々は、自分で何かについて判断を下し、行為しているわけだが、その判断は単に恣意的になされたものではない。そこには、そのような判断を行うことを根拠付け、正当化する原理や原則が、当事者には必ずしも気づかれないままであったとしても、高次のレベルでは前提されているはずである。そういった、日常生活において判断するときには表面化されない高次の原理・原則を解明することが、遡及的抽象のねらいである。

この方法は哲学的原理を露にするのに役立つのであり、事実や法則の新しい知識を生み出すのではない。「それは、ただ、根源的な所有物としての我々の理性のなかにあり、あらゆる個別判断のなかにぼんやりと察せられるものを、反省を通じて明晰な概念にするだけである。」・・・哲学することとは「ただこれら抽象的な理性的真理を我々の知性を使って分析し、普遍的判断の形で表現すること」なのである。(65 頁)

整理しよう。日常的経験に基づくことが具体性の中身であり、その具体的経験の中で自分が下している判断からその前提となっている原理へと遡る遡及的抽象という方法が、哲学の方法としてのＳＤの核心であることを確認した。ここから最初の問い、即ち、個人的な日常的経験ということで意味されていたことが何であったのか、ということに立ち返るなら、次

のように答えることができる。「個人的」であるとは、まず自分が経験した例である、ということである。「日常的」とは、その経験の中の出来事を規定したり関係したりしていることが特殊な或いは専門的な知によって分析しなければ見通せないほど複雑化していないということである。これら２つを合わせて、端的に次のように言いかえられよう。例として認められるものとは、自分の行為の帰結として生じた出来事とその行為の前提となる自分の判断との間に、因果的関係性を誰もがはっきりと認識できる程度のものである、ということである。そこで注意すべき点、というより、そのように限定することの狙いを２つ指摘できる。まずＳＤにおいて吟味の対象となる例は、自分自身が経験し自らが考え判断したことに限られるのであって、他人から見聞きしただけであり、自分が関わっていないこと、さらには、ＳＤのテーマ（ないし問い）にあうように想像された、架空の、あるいは仮定上の話は除外されるというのが１点目である。その例によって示される出来事の中で自らの行為と判断が中心となっている必要がある。２点目は、例の中での行為の前提となる判断は自分で考えて判断したものにかぎる必要がある、ということである。つまり、例の中の出来事の原因となる要素が非常に複雑であったり、あるいは自らの行為の根拠となる判断が明確にされえなかったりするようなものは、判断の根拠へと遡及していく遡及的抽象という方法にとっての具体例としては不適格、ということである。この２点はＳＤのルールとして、特に例の基準として機能している。例えばホーフトの示す「適切な「例」のための基準」の中で示されている、これに関連する基準を挙げておこう。

１．例は参加者自身の経験から出される。仮定に基づいた､あるいは「一般化された」例（「こんなことがたびたび私にある・・・」といったような例）は適切ではない。
２．例は複雑なものであってはならない。単純な例がよい。・・・
４．例は、すでに終わった経験に関するものでなければならない。・・・

４にある、例が「すでに終わった経験」である必要性は、自らが行為するに至ったコアとなる判断をきちんと特定するために必要である。現在進行中の経験、まだ完結していない経験が例として不適格なのは、例を記述し吟味する段階で自分の行為とその判断が変化する可能性があること、再解釈のもとで例提供者自身が見えていなかった、たえず新たな行為と判断が見出され、固定されない可能性があるためである。

このように見てくると、１つの疑問がわくだろう。それは、このようなものを（具体）例と呼ぶことに対してである。仮にＳＤを遡及的抽象をベースにした、哲学ベースのものを実践する場合、これら例に関する条件ないし制限は、日常的経験に基づいた具体例から出発して哲学する､「遡及的抽象」という哲学の方法にとって不可欠のことなのであり（それは遡及的抽象という方法によって純粋にコミットできる具体的な例とはこれらに限定されるということでもあるが)、逆にいうと、その限りでのみ、具体例へのこれら条件は意味を持つ、ともいえるということである。このようなＳＤにあった具体例の役割は、例の中に１つの出来事

の中にひそむ様々な要素や要因や観点を取り出すことではなく、あくまで原理・原則を見出すために必要な例であって、例に求められることとは、参加者がどこかで間違いなくある判断のもとある行為をなしたという事実だけである。経験のもつ豊かな細部や内容に眼目があるわけではないのである。このように、本来ＳＤが扱う具体例は、遡及的抽象という哲学の方法の中でまず規定され限定されたものなのだという点は、認識しておくべきだろう。というのも、ＳＤを純粋に哲学の方法に留めず、広く社会的に活用しようと試みる際の鍵の１つは、このように制限された具体例の範囲の設定（つまり例として認められる範囲の設定）なのだが、それを多少緩めて用いる場合に、もしその条件の緩和が許されるとすれば、それは同時に厳密な意味での哲学の方法としての、哲学を指向したＳＤから離れる可能性があるということ（ただし必ずそうなるわけではないと私は考えているが）を意味するからである。

２－３．　複数人による対話という方法にとっての具体例の位置

２－１では、遡及的抽象というＳＤ固有の哲学の方法の中での具体例の意味を確認してきた。今度は具体例の意味を、複数人による対話という側面から簡単に確認しておこう。対話は遡及的抽象がＳＤにとって（あるいはまた創始者のネルゾンにとって）、哲学の方法としての側面と不可分な形であったように、これもまた哲学の欠かせない契機となっている。対話が求められるのは、それは個人の独断に陥らないため、というのが大きい。つまり自分の考えを論拠付けて話し説明するということを繰り返す中で、単なる思いなしにとどまらないということである。そのように対話は必要な契機となっているのだが、ではこの対話の中で具体例がしめる位置とはどのようなものなのか。

先にあげたホーフトのあげる「適切な「例」のための基準」のなかで、ホーフトは次のような基準をあげている。

３．例はダイアローグのテーマに関連するものでなければならない。さらに、すべての参加者が、例を出した人の身になって、例を理解できるのでなければならない。

参加者全員が例提供者と同じようにその例を理解できなければならない。この基準は、一見すると、参加者全員が例に関わり対話できるための条件となっているかのように思える。そして恐らくそのためにあるのは間違いない。しかし別の面がある。それは、２－１で述べた例の条件を満たしうるような例を選択するための条件ともなっている、ということである。つまり、この条件が示唆していることとは、例えば（特殊であったり専門的であったり神秘的であったり）したためにそのような経験がないから端的にその例を理解できないということを取り除くためであると同時に、例の理解と記述に幅がうまれるようなものをこの条件によって必然的に取り除くためである。（とはいえ、特殊的知識や専門的知識がなければ経験的に理解できないような例を例の選択の段階で排すること自体には、それらを論拠に正当化ないし根拠付けさせないという点で、発言の平等性と参加者の対等性を守るための重要な要素になっている。）

結. ＳＤの社会での活用に向けて

以上ＳＤにおける具体例の位置づけを検討してきたが、これの社会的活用の可能性について、具体例という観点に限って最後に述べておきたい。これまでの検討によって分かる通り、ＳＤにおける具体例とは、具体例といいながらも、本来の哲学という目的に忠実であろうとするならば、独自の大きな制限がつく。原理原則によって割り切れない事実の細部へと目をこらすために具体的なものに関わるのではなく、確実に固定された事実に具体をみているのである。ＳＤの社会的活用を目指そうとするとき､この具体例ということに寄せて考えるなら、方向性は２つである。１つは、この制約を厳密に守ることで得られる方向性と、もう１つは例の適用範囲を拡張することである。

厳密に守ることで得られる方向性とは、論拠付けながら論理的に話す・理解するというトレーニングがまず挙げられる。また全く別の方向性としては、臨床哲学が取り組んできた対話コンポーネント的発想にたち、このタイプのＳＤを他の具体的問題と組み合わせることで、例えば専門的特殊的問題機制に絡め取られている問題から距離をとり、その正当化や論拠づけのもとに働いている真の原理・原則を再確認することである。

例の適用範囲を拡張することによって得られる方向性とは、例の提供者にとっての、その事例の再解釈・意味付け、捉え直しということが考えられるのだが、この点は私自身詰めきれていない。ただ、どのような方向で例の範囲を拡張するのかということ、即ち、そこでどのような具体性を例に求めるのか、ということがポイントになるということだけははっきりしている。いずれにせよ、しかしそのさいに重要なことは、具体例から出発するということの意義を、遡及的抽象という理由から根拠づけることと、社会への応用という側面から説明することの区別を、ファシリテーターないしＳＤを実践する側が十分に認識しておくことである。これは参加者の混乱を避けるために、不可避なことなのである。

また、ＳＤを本来の目的として用いようとするならば、遡及的抽象という方法の中で、そしてその限りでの具体例のもつ意義を、あるいはそれを前提にした明確な意識を持って説明をすることは不可避であろう。ＳＤをそれ以外に活用するときには、遡及的抽象という方法にとって具体例が必要である理由と、それ以外の理由とを混同しないこと、さらには可能であれば、それを使い分けるということが必要なのである。

注

1 ここでは実際に経験してきたＳＤについて逐一典拠をあげることは紙幅の都合上控える。

2 "Das Sokratische Gespräch" 翻訳「ソクラティックダイアローグ」（森芳周訳『メチエ』vol.7,2000 所収 ,6 頁）。以下このパンフレットからの引用の頁数は上記翻訳の頁数。

3 ファシリテーターであるヴァン－ホーフトの論文（Stan van Hooft, "Socratic Dialogue as Collegial Reasoning",

from Ethics & Justice, Volume2(1)1999、翻訳「資料　ダイアローグを営むためのいくつかの決めごと」『メチエ』vol.7,2000 所収）に記載されている論文に示されているＳＤの手続きからもこのことは言える。例えば手続きの２は次のように書かれている。「まず与えられたテーマに即して、参加者が自分の経験した具体的な「例」をあげる」

4 以下ネルゾンに関しては全て寺田俊郎「レオナルト・ネルゾンのソクラテス的方法」（『臨床哲学』第３号、2001 所収 61 頁－ 71 頁）に依る。引用の頁数もこれを指す。またネルゾンのベースにあるカント解釈については同論文を参照のこと。